

令和6年（行ウ）第31号、同第87号、同第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン ほか2名

被告 国 ほか2名

求釈明事項に対する回答書

令和7年9月18日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告国指定代理人

志水崇通

鬼頭忠広

桜井聰

鈴木吉憲

山城道子

石黒由里子

田山直人

田中裕章

原田正典

中 村 甚 太

井 上 勇 輝

川 尻 拓 也

秋 山 真 吾



被告国は、本書面において、令和7年7月17日の第6回口頭弁論期日における原告らからの被告国に対する求釈明事項について回答する。

なお、略語等は、従前の例による。

## 第1 原告らからの被告国に対する求釈明事項

- 1 人種差別撤廃条約上、日本人に対する職務質問と一見外国籍に見える人に対する職務質問との質と量についてデータを収集する義務が国際法上あると考えているかどうか。
- 2 実際にデータの収集を行っているかどうか。
- 3 収集している場合にデータを本件証拠として提出する考えがあるかどうか。

## 第2 被告国の回答

### 1 前記第1の1の求釈明事項に対する回答

- (1) 原告らは、原告らの2025年（令和7年）7月3日付け準備書面11の第2の4（15ページ）において、「一般的勧告36号は、条約に基づく具体的な義務として、加盟国に対し、「人種差別の禁止事由に関する情報、及び法執行の根拠と遭遇の結果に関する情報を含む、蓄積された量的及び質的データを定期的に収集し（should regularly collect）、監視（monitor）」すべきことを求めている（パラ50）」と主張していること等からすると、人種差別撤廃条約及び人種差別撤廃委員会の一般的勧告36号に依拠して、被告国には前記第1の1の義務がある旨を主張するものと解される。
- (2) しかし、そもそも、人種差別撤廃条約には、前記第1の1の義務を定める規定はない。

また、一般的勧告36号についてみても、被告国準備書面(1)第3の2(2)イ(イ)（16ページ）で既に述べたとおり、一般的勧告36号に法的拘束力はないから、一般的勧告36号が法的拘束力を有することを前提とする原告ら

の指摘は、その前提を誤るものであり、当たらない。

さらに、原告らが依拠する一般的勧告36号のパラグラフ50は、「VIII. Recommendations」(VIII. 勧告)の項目に記載されているものであり(甲1)、飽くまで勧告として位置づけられているものにすぎない。

したがって、被告国に原告らのいう義務があるとはいえない。

## 2 前記第1の2及び3の求釈明事項に対する回答

原告は、被告国が警察法16条2項に基づく指揮監督権限を行使しなかったことにつき国賠法1条1項の違法があると主張するが、同主張に理由がないことは、被告国準備書面(1)第3の2(7ないし16ページ)、被告国準備書面(2)第3(7ないし9ページ)等で詳細に述べたとおりである。したがって、原告らの前記第1の2及び3の求釈明事項は、本件の争点についての審理・判断と何ら関連性がなく、回答の要を認めない。そもそも原告らが収集の有無についての釈明を求める「一見して外国人と思われる人を対象として行われる職務質問の質と量」に係る「データ」なるものは具体的にいかなるものを指すのかが全く不明であり、回答すること自体不可能である。

なお、過去、人種、国籍、容姿(髪型等)、服装といった対象者の特徴を要因として職務質問がなされたとする相談等を都道府県警察において抽出し、警察庁において、実際の職務質問の状況を精査して、職務質問の要因や相談等の原因となった言動等を確認したことはある<sup>1</sup>。

以 上

---

<sup>1</sup> 令和4年11月16日第210回国会法務委員会第9号  
[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000421020221116009.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000421020221116009.htm)